

利用環境WG(第5回)議事要旨

1 日 時

平成16年9月30日(木) 10時00分から12時00分

2 場 所

総務省1002会議室(10階)

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

堀部政男(座長)、新美育文(座長代理)、井崎直次、大谷和子、岡村久道、佐野真理子、田島正広、徳広清志、守安隆、脇浜紀子

(2) 総務省

鈴木統括官、松井審議官、吉崎総合政策課長、今川総合政策課課長補佐、和久屋総合政策課課長補佐

4 議 題

(1) 佐野委員からの発表

(2) 「ユビキタスネット社会の課題に関するアンケート」調査結果について事務局より説明

(3) 「ユビキタスネット憲章(仮称)」について事務局より説明

(1)、(2)、(3)に対して以下のような議論が行なわれた。

【佐野委員からの発表について】

ICTが発展することによる影の部分の深刻化も注目せねばならないが、悪質商法からの被害を防ぐための啓発等、逆にICTを影の部分を解決する用途として検討する余地があるのではないかと述べた。

プライバシーの問題により悪質事業者名が公開されない等の現状を打開するよう、各方面から要望して欲しいと述べた。

佐野委員のおっしゃった問題は現段階における問題が主ではないかと述べた。今、主題とされている2010年のユビキタスネット社会における問題とは少し異なっているのではないかと述べた。今ある問題ならば、早急に対応するべきであり、ICTでなくむしろ制度の問題なのではないかと述べた。

消費者に影の部分の部分を十分に知らせた上で、ユビキタスネット社会の実現に向かうべきである。

【「ユビキタスネット社会の課題に関するアンケート」調査結果について】

普通の世界であれば明らかに犯罪と言えるものの、ネットの世界においては犯罪に見えにくいものへの対応、監視とプライバシーの保護といったトレードオフの関係にあるものへの対応などを更に整理した上で、20の課題を考える必要がある。

また、ネットの世界は、普通の世界に比べて取り締まりが非常に緩いのが現状。

このアンケート結果に分析を加える場合、対応の十分さが問題なのか、有効性が問題なのかを区別したものが必要なのではないかと。

それは、アンケート回答者がどのような認識のもとで回答したのかにも関わってくるのではないかと。

対応表を用意する等、現時点での対応がある程度分かるようにしているものの、アンケート回答者がどのような認識、知識のもとで回答したかまでは不明である。

前回の議論にもあるように、このアンケート結果はあくまでさらに議論を加えられるべきものである。この場で、委員の方々からご意見を頂きたい。

対応に関して、法制度面の対応と技術開発の遅れ等が一括して扱われているが、本来は別のものではないかと。

アンケート上位ではないものの中にも、重要であると思われるものが含まれている。そういったものは、この場の議論において、また抽出されていくものと考えて良いのか。

重要課題の選び方について、アンケートを参考にしつつも、この場での議論で決めていくという趣旨である。

アンケートによって抽出された課題は現在直面している課題が多いように思われる。より長期的な視野に立った、将来のユビキタスネット社会を前提とした問題抽出が必要なのではないかと。

また、抽出された課題を更に分類化し、分析していく必要があると考える。

アンケートによって抽出された課題以外で、ユビキタスネット社会において問題になるであろうと考えられるものは何か。

ウェブサイトを利用した個人情報の取得、ネットを活用した社会活動ルール等是指摘されるべき問題ではないか。また、教育のIT活用にはより負の側面からのアプローチが必要なのではないか。

ユビキタスネット社会を、日本一国の問題として扱うのか、周辺諸国との関係も視野に入れるべきなのかといった観点も必要。

国際比較も、今後取り上げる予定である。

【「ユビキタスネット憲章（仮称）」について】

「自由で多様な情報流通」と「安全・安心な情報流通」が互いに影響を深く与えているのではないか。

前者が光の側面、後者が影の側面といった分け方をしている。様々な論点を二極化し、調和を目指すという趣旨でこのような分類となっている。分類、章立て自体から御議論頂きたい。

「自由で多様な情報流通」と「安全・安心な情報流通」が互いに対立して、調和を要することもあれば、互いをベースとしあって両立することもある。

二項対立といった分類手法で捉えることができるのか疑問である。

調和はこの文章からでは捉えにくい。むしろ、第1章、2章、3章といった立て方でなく、条文を1条から10条まで並立させた方が分かりやすいのではないか。

ある程度総括した表現がないと逆に理解しにくいのではないか。

直感的には、自由で多様であるということ、安全で安心であるということという分け方は理解しやすいと思われる。

政府の対応、民間事業者の対応、あるいは一般国民への呼びかけといった様々なものが憲章に包括的に含まれており、分かりにくくなっている。ここは主体を分類するべきなのではないか。

主語を入れていないものが多い。これは、誰が当事者として行うのかといったこと自体に議論があるためであり、この点に関しても皆様に御議論して頂きたい。

憲章というものは、多くの場合、人がこのような権利を享受することができる、というような書き方をする。主体を明示するのは二次的な問題というスタンスで良いのではないか。